

第1款 労働者災害補償保険法

◆ 自動変更対象額等の変更

平成 20 年 8 月 1 日より自動変更対象額が 4,060 円となった（平成 20.7.24 厚生労働省告示 404 号）。

また、休業給付基礎日額及び年金給付基礎日額についての最低限度額・最高限度額も次のように改正された（平成 20.7.24 厚生労働省告示 405 号）。

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,235 円	13,374 円
20 歳以上 25 歳未満	5,017 円	13,374 円
25 歳以上 30 歳未満	5,849 円	13,594 円
30 歳以上 35 歳未満	6,501 円	16,542 円
35 歳以上 40 歳未満	6,917 円	19,695 円
40 歳以上 45 歳未満	7,214 円	23,132 円
45 歳以上 50 歳未満	7,089 円	24,571 円
50 歳以上 55 歳未満	6,597 円	24,826 円
55 歳以上 60 歳未満	5,965 円	23,402 円
60 歳以上 65 歳未満	4,648 円	20,748 円
65 歳以上 70 歳未満	4,060 円	15,224 円
70 歳以上	4,060 円	13,374 円

第2款 雇用保険法

◆ 適用基準の見直し

平成 21 年 4 月 1 日から、短時間就労者、派遣労働者についての雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み（週 20 時間以上勤務）」について、「6 か月以上雇用見込み（週 20 時間以上勤務）」に緩和し、適用範囲を拡大することとした。

条文順
問題集 ② P.144 [問 20]
~P.146 [問 24]

◆ 受給資格要件の緩和

有期労働契約が更新されなかったことによる離職者等（以下「特定理由離職者」という。）については、解雇・倒産等の場合と同様に、6 か月の被保険者期間で受給資格を得ることができることとした（法 13 条 3 項）。

条文順
問題集 ② P.160 [問 2]
~P.162 [問 4]

◆ 特定理由離職者

離職した者のうち、特定受給資格者に該当する者以外の者であって、次の理由により離職した者を「特定理由離職者」とする。

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）
- ② 法 33 条 1 項の正当な理由

条文順
問題集 ② P.178 [問 68]

「特定理由離職者」の創設に伴い、特定受給資格者となる「解雇その他厚生労働省令で定める理由により離職した者」の一部を次のように改正することとした。

改正後 （則 35 条 7 号の 2）

期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと。

条文順
問題集 ② P.176 [問 61]

◆ 給付日数の暫定的な充実

受給資格に係る離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間である特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）については、当該受給資格者を特定受給資格者とみなして基本手当を支給することとした（法附則 4 条）。

条文順
問題集 ② P.170 [問 37・38]
~P.172 [問 45]

◆ 再就職が困難な場合の支援の強化（法附則 5 条ほか）

① 給付日数の延長

離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差等を考慮し、特に再就職が困難な場合について給付日数を延長することとした。この延長給付を「個別延長給付」という（平成 21 年 3 月 31 日に基本手当の所定給付日数分の支給終了日を迎える者から受給資格に係る離職日が平成 24 年 3 月 31 日までの者が対象となる。）。個別延長給付の延長日数は、60 日（ただし、被保険者期間が 20 年以上で、35 歳以上 60 歳未満である場合には、30 日）とする。

条文順
問題集 ②

P.182 [問 84・85]

Attention

A 個別延長給付は、広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付に優先して支給される（法 28 条、法附則 5 条 4 項）。

個別延長給付 > 広域延長給付 > 全国延長給付 > 訓練延長給付

B 訓練延長給付（終了後手当に限る。）、広域延長給付、全国延長給付又は個別延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、次に掲げることを拒んだ場合には、その拒んだ日以後基本手当を支給しない（法 29 条、法附則 5 条 4 項）。

- ① 公共職業安定所の紹介する職業に就くこと。
- ② 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること。
- ③ 厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けること。

ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、支給される。

条文順
問題集 ②

P.184 [問 89・90]

◆ 再就職手当の受給要件の緩和及び給付率の引き上げ等

イ、「再就職手当」（所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上残して早期に安定的な職業に再就職した場合、支給残日数の 10 分の 3 に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給）について、受給要件を緩和（3 分の 1 以上あれば支給対象とする）するとともに、給付率を引き上げることとした（平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に安定した職業に就いた場合）（法附則 9 条）。

[暫定措置による再就職手当の額]

受給要件に係る支給残日数	支給額
3 分の 1 以上	$\text{支給残日数} \times \text{基本手当日額} \times \frac{10}{3}$
3 分の 2 以上	$\text{支給残日数} \times \text{基本手当日額} \times \frac{10}{5}$

条文順
問題集 ②

P.198 [問 5]、P.200 [問 6]、P.234

条文順
問題集 ②

P.200 [問 12]

参考

法 57 条(再就職手当の支給を受けた場合の受給期間の延長)1 項 1 号に規定する再離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条 2 項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職について法 13 条 3 項に規定する特定理由離職者」とする (法附則 10 条)。

(法 57 条 2 項)

- ② 前項の特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当の支給を受けた者であって、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る法 20 条 1 項及び 2 項の規定による期間 (法 33 条 3 項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間) 内にあり、かつ、次の 1)、2) のいずれか又は再離職について法 13 条 3 項に規定する特定理由離職者に該当するものをいう。
- 1) 再離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの
 - 2) 前記 1) に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

条文順
問題集 ②

P.200 [問 12]

ロ、常用就職支度手当 (身体障害者その他就職が困難な者が安定的な職業に再就職した場合、一時金を支給) についても、「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、安定した職業に就いた日において 40 歳未満の者」を支給対象に加え、支給額を基本手当日額に 40 を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額に引き上げることとした。なお、当該厚生労働省令で定める額に係る給付率を「10 分の 3」から「10 分の 4」に引き上げることとした (平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に安定した職業に就いた場合) (法 56 条の 2 第 3 項 3 号、則 83 条の 2、法附則 9 条、則附則 3 条)。

[暫定措置による常用就職支度手当の額]

	要件	常用就職支度手当の額
①	下記以外	基本手当日額 × 90 × 10 分の 4 <基本手当日額 × 36>
②	支給残日数 45 日以上 90 日未満 (受給資格に基づく所定給付日数が 270 日以上である者を除く)	基本手当日額 × 支給残日数 × 10 分の 4
③	支給残日数 45 日未満 (受給資格に基づく所定給付日数が 270 日以上である者を除く)	基本手当日額 × 45 × 10 分の 4 <基本手当日額 × 18>

◆ 職業訓練に必要な諸般の負担軽減

職業訓練を受講する者に対し、受講手当の額を引き上げることとした（則附則 2 条）。

【暫定措置（受給資格者が平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合）】

日額 700 円

条文順
問題集 ② P.186 [問 102]

◆ 自動変更対象額等の変更

平成 20 年 8 月 1 日より自動変更対象額等が次のように改正された。

(1) 賃金日額の範囲の改正（平成 20.7.3 厚生労働省告示 366 号）

離職日の年齢	賃金日額	給付率
60 歳未満	2,060 円以上 4,060 円未満	100 分の 80
	4,060 円以上 11,750 円以下	100 分の 80～100 分の 50
	11,750 円超	100 分の 50
60 歳以上 65 歳未満	2,060 円以上 4,060 円未満	100 分の 80
	4,060 円以上 10,530 円以下	100 分の 80～100 分の 45
	10,530 円超	100 分の 45

(2) 賃金日額の上限額及び下限額の改正（平成 20.7.3 厚生労働省告示 366 号）

離職日における 受給資格者の年齢	上限額	下限額
30 歳未満	12,660 円	2,060 円
30 歳以上 45 歳未満	14,060 円	
45 歳以上 60 歳未満	15,460 円	
60 歳以上 65 歳未満	14,980 円	

(3) その他

- ① 内職等自己の労働によって収入を得た場合に係る基本手当の減額についての控除額が 1,334 円となった（平成 20.7.3 厚生労働省告示 367 号）。
- ② 高年齢雇用継続給付額の支給限度額が 337,343 円となった（平成 20.7.3 厚生労働省告示 368 号）。

第3款 労働保険徴収法

◆ 納期限等の改正

(1) 本則の改正

法2条3項が次のように改正された。

改正前

賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める（法2条3項）。



改正後

賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める（法2条3項）。

(2) 施行規則の改正

則3条2項が削除された。

改正前

前項の通貨以外のもので支払われる賃金の評価額は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長が定める（則3条2項）。



改正後

⇒ **削除**

条文順
問題集②

P.252 [問4]

◆ 労災保険率表の改正

労災保険率が次項のように改正された（則別表1）

条文順
問題集②

P.274 [問 23・24]

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率		
		改正前	改正後	
林業	林業	1000分の60	1000分の60	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の41	1000分の32	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の41	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。） 又は石灰鉱業	1000分の87	1000分の87	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の46	1000分の30	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5	1000分の6.5	
	採石業	1000分の70	1000分の70	
	その他の鉱業	1000分の28	1000分の24	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の118	1000分の103	
	道路新設事業	1000分の21	1000分の15	
	舗装工事業	1000分の14	1000分の11	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の23	1000分の18	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の15	1000分の13	
	既設建築物設備工事業	1000分の14	1000分の14	
	機械装置の組立て又は据付けの事業 その他の建設事業	1000分の14 1000分の21	1000分の9 1000分の19	
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の7.5	1000分の6.5	
	たばこ等製造業	1000分の6.5	1000分の5.5	
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5	1000分の4.5	
	木材又は木製品製造業	1000分の18	1000分の15	
	パルプ又は紙製造業	1000分の7.5	1000分の7	
	印刷又は製本業	1000分の5	1000分の4.5	
	化学工業	1000分の6.5	1000分の5	
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5	1000分の7.5	
	コンクリート製造業	1000分の14	1000分の14	
	陶磁器製品製造業	1000分の17	1000分の18	
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26	1000分の26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の7.5	1000分の7	
	非鉄金属精錬業	1000分の7.5	1000分の8.5	
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の8.5	1000分の7.5	
	鋳物業	1000分の18	1000分の19	
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の14	1000分の11	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000分の9	1000分の7.5	
	めっき業	1000分の8.5	1000分の6	
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の7	1000分の6.5	
	電気機械器具製造業	1000分の4.5	1000分の3.5	
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の6	1000分の5	
	船舶製造又は修理業	1000分の22	1000分の23	
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の4.5	1000分の3	
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5	1000分の4	
	その他の製造業	1000分の8	1000分の7.5	
	運輸業	交通運輸事業	1000分の5.5	1000分の5
		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の13	1000分の11
港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）		1000分の13	1000分の12	
港湾荷役業		1000分の23	1000分の17	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の4.5	1000分の3.5	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12	1000分の12	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13	1000分の13	
	ビルメンテナンス業	1000分の6.5	1000分の6	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7	1000分の7	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の4.5	1000分の3	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の5	1000分の4	
	金融業、保険業又は不動産業 その他の各種事業	1000分の4.5 1000分の4.5	1000分の3 1000分の3	

◆ 非業務災害率の改正

非業務災害率は、「1000分の0.8」から「1000分の0.6」に改正された（則16条2項）。

◆ 第2種特別加入保険料率の改正

第2種特別加入保険料率は、「1000分の52」から「1000分の4」の範囲に改正された（則別表5）。

条文順
問題集②

P.276 [問31・32]

◆ 第3種特別加入保険料率の改正

第3種特別加入保険料率は、「1000分の5」から「1000分の4」に改正された（則23条の3）。

条文順
問題集②

P.278 [問35・37]

◆ 雇用保険料率の引下げ

(1) 平成21年4月1日から1年間の雇用保険率

平成21年4月1日から1年間の雇用保険率は次のとおり1000分の4引き下げることにした（平成21.3.31 厚生労働省告示228号）。

条文順
問題集③

P.276 [問25～27]
P.326 [問1・2]

事業の種類	平成20年 3月31日まで	平成21年 4月1日から1年間
一般の事業	1000分の15 (1000分の6)	1000分の11 (1000分の4)
特掲事業 (建設の事業を除く)	1000分の17 (1000分の7)	1000分の13 (1000分の5)
特掲事業のうちの 建設の事業	1000分の18 (1000分の7)	1000分の14 (1000分の5)

※（ ）内の率は、被保険者負担分についての率である。

▶ 障害者の雇用の促進等に関する法律 ◀

◆ 関係子会社に雇用される労働者に関する特例

事業主及びすべての関係子会社（当該事業主と厚生労働省令で定める特殊な関係のある株式会社をいう。以下同じ。）が申請を行い、当該事業主が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該関係子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進等を確実に達成することができる」と認められること等の基準に適合するものとして厚生労働大臣の認定を受けた場合は、雇用義務等に関する規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該事業主の事業所とみなすものとする」とした（法45条の2）。

条文順
問題集①

P.212 [問52]

◆ 事業協同組合等における特定事業主に雇用される労働者に関する特例

事業協同組合等及びその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。以下「特定事業主」という。）が申請を行い、当該事業協同組合等及び当該特定事業主について、実施計画に従って、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進等を確実に達成できると認められること等の基準に適合するものとして厚生労働大臣の認定を受けた場合は、雇用義務等に関する規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該事業協同組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該事業協同組合等の事業所とみなすものとする」とした（法45条の3）。

第5款 健康保険法

◆ 協会設立に伴う保険料率の改正

(1) 協会管掌健康保険の保険料率（法 160 条）

Attention

◆ 都道府県単位保険料率の決定

協会は、成立後 1 年以内に、都道府県単位保険料率を決定しなければならないと規定されていることに伴い、都道府県単位保険料率を定め、厚生労働大臣の認可を受けた（平成 18 法附則 29 条、30 条、平成 21.4.9 厚生労働省告示 259 号）。

参考

A 平成 20 年 10 月の協会設立時の協会管掌健康保険の一般保険料率は、全国一律でそれまでの政府管掌健康保険の一般保険料率（1000 分の 82）が適用され、平成 21 年 9 月分の保険料（一般の被保険者については 10 月納付分、任意継続被保険者については 9 月納付分）から都道府県単位保険料率となる。

B 40 歳以上 65 歳未満の者（介護保険第 2 号被保険者）は、これに全国一律の介護保険の保険料率（1000 分の 11.9）が加わる。

(2) 介護保険料率

Attention

A 協会管掌健康保険の介護保険料率は、平成 21 年 3 月分（任意継続被保険者については、平成 21 年 4 月分）から、1000 分の 11.9（改正前は 1000 分の 11.3）に改正することとした。

B 平成 20 年 10 月の協会設立時の協会管掌健康保険の介護保険料率は、平成 20 年 9 月 30 日までの政府管掌健康保険の介護保険料率（1000 分の 11.3）が適用されていた。

◆ 権限の委任についての改正

改正後（令 63 条、則 159 条）

② 厚生労働大臣又は社会保険庁長官の権限の委任について、任意継続被保険者、現物給与の価額（日雇特例被保険者に係る法 125 条 2 項の規定は除く。）、保険給付、一部負担金の減免・徴収猶予に関する権限を地方社会保険事務局長（及び社会保険事務所長）に委任する規定が削除された。

◆ 出産育児一時金の改正

産科医療補償制度が創設され、1分娩（胎児）あたり 30,000 円の掛金が必要となったため、出産育児一時金の額が、一定の場合、「35 万円に 3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額」とされた。

改正後（令 36 条）

ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の①及び②に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、35 万円に、①に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3 万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額とする。

- ① 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。②において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であって厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。
- ② 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること

条文順
問題集 ③

P.86 [問 149・150]

参考

被扶養者に関する家族出産育児一時金及び日雇特例被保険者に係る出産育児一時金、家族出産育児一時金についても同様の改正が行われている。

条文順
問題集 ②

P.88 [問 160・161]
P.92 [問 174]

◆ 軽減特例措置

医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」を除く。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳である者に係る一部負担金等については、平成20年4月1日以後、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（以下「特例措置実施要綱」という。）により取り扱ってきたところであるが、平成21年度についても軽減特例措置を継続することとされた（平成20.11.12保発1112003号）。これにより、70歳以上の一般所得者に係る一部負担金等の割合は、平成20年度と同様に「100分の10」とされた。

条文順
問題集③

P54 [問6・7]、P64 [問45]
P78 [問114]、P126

◆ 平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置（令附則5条、6条）

70歳代前半の特例措置を平成21年度も継続することとしたことを踏まえ、平成21年度における高額療養費の算定基準額等について、平成21年1月から3月までに療養を受けた場合と同様とすることとされた。これにより、70歳以上の一般所得者に係る高額療養費算定基準額は、平成20年度と同様に、個人単位の額は、「12,000円」世帯単位の額については、「44,400円」とされた。また、平成21年8月から平成22年7月までに受けた療養に係る高額介護合算療養費の介護合算算定基準額について、平成20年8月から平成21年7月までを計算期間とする場合と同様とすることとされた。

条文順
問題集③

P80 [問116]、P128

◆ 日雇特例被保険者の賃金

日雇特例被保険者の現物給与の価額について、次のように改正された（法125条2項）。

改正前

賃金日額の算定の場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、社会保険庁長官が定める。



改正後

賃金日額の算定の場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、厚生労働大臣が定める。

第6款 国民年金法

◆ 年金額等の改正

(1) 物価スライド特例措置に係る年金額の改正

平成 20 年の全国消費者物価指数は対前年比プラス 1.4%となり、平成 19 年の物価指数を下回らないため、物価スライド特例措置に係る物価スライド率は前年度と同じ 0.985 とし、平成 21 年度価額は、平成 20 年度価額と同額となる。

(2) 改定率等の改正

対前年度比名目手取り賃金変動率がプラス 0.9%であったことから、平成 21 年度における改定率は 1.006 となった(国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条)。

項目	本来の年金額	物価スライド特例措置による年金額
老齢基礎年金の満額	785,600 円	792,100 円
障害基礎年金 の額	2 級	785,600 円
	1 級	982,000 円
遺族基礎年金の額	785,600 円	792,100 円
振替加算 (基本額)	226,000 円	227,900 円
子の加算額	1・2 人目	226,000 円
	3 人目以降	75,300 円

◆ 保険料等の改正 (法 87 条、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条ほか)

(1) 第 1 号被保険者の保険料額

第 1 号被保険者の保険料額は、月額 14,700 円 (平成 21 年度に属する月分) × 保険料改定率 (平成 21 年度については 0.997 とする) であり、平成 21 年度に係る保険料は月額 14,660 円である。

条文順
問題集 ④

P.90 [問 12・13]、P.136

参考

A 任意加入被保険者及び特例の任意加入被保険者についても同額である。

平成 20 年度に属する月分	月額 14,420 円 × 0.999
----------------	---------------------

平成 21 年度に属する月分	月額 14,700 円 × 0.997
----------------	---------------------

B 保険料額に 5 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げるものとする。

C 前記 (1) の 14,700 円については、毎年度、280 円 (平成 29 年度は 240 円) ずつ引上げ、平成 29 年度以後の年度に属する月分は、16,900 円となる。

第7款 厚生年金保険法

◆ 年金額等の改正

(1) 物価スライド特例措置に係る年金額の改正

平成 20 年の全国消費者物価指数は対前年比プラス 1.4%となり、平成 19 年の物価指数を下回らないため、物価スライド特例措置に係る物価スライド率は前年度と同じ 0.985 とし、平成 21 年度価額は、平成 20 年度価額と同額となる。

項目		本来の額	物価スライド特例措置による年金額
加給年金額	配偶者、子 2 人目まで	226,000 円	227,900 円
	子 3 人目以降	75,300 円	75,900 円
老齢厚生年金の配偶者加給年金額に係る特別加算額	昭和 9 年 4 月 2 日 ～昭和 15 年 4 月 1 日	33,400 円	33,600 円
	昭和 15 年 4 月 2 日 ～昭和 16 年 4 月 1 日	66,700 円	67,300 円
	昭和 16 年 4 月 2 日 ～昭和 17 年 4 月 1 日	100,100 円	101,000 円
	昭和 17 年 4 月 2 日 ～昭和 18 年 4 月 1 日	133,400 円	134,600 円
	昭和 18 年 4 月 2 日～	166,800 円	168,100 円
障害厚生年金の最低保障額		589,200 円	594,200 円
中高齢寡婦加算額		589,200 円	594,200 円

(2) 障害手当金の最低保障額

平成 21 年度の障害手当金の最低保障額は、改定率が 1.006 となったことに伴い、1,178,400 円となった（法 57 条）。

条文順
問題集 ④ P.218 [問 48]

(3) 従前額改定率の改正

従前額保障に係る平成 21 年度の従前額改定率は、1.007（前年度の従前額改定率（0.998）× 1.009）とする（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 5 条）。

	平成 20 年度	平成 21 年度
従前額改定率	0.998	1.007
物価スライド特例措置に係る率	0.985	0.985

◆ 現物給与の価額の改正

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律に伴い、次のように改正された。

改正後 (法 25 条)

報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣（改正前は、社会保険庁長官）が定める。

条文順
問題集 ④ P.156 [問 2]

Attention

改正前の社会保険庁長官の権限は、地方社会保険事務局長に委任されていたが、当該委任規定は、削除された（令 1 条）。

◆ 被保険者の住所変更の届出

次の下線部が追加された。

改正後 (則 21 条の 2)

① 事業主（船舶所有者及び法 8 条の 2 第 1 項 の適用事業所の事業主を除く。）は、則 6 条の 2 の規定による申出を受けたときは、速やかに、次のイ～ホに掲げる事項を記載した届書又は記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出しなければならない。

イ、被保険者の氏名、生年月日及び住所

ロ、基礎年金番号

ハ、変更前の被保険者の住所

ニ、住所の変更年月日

ホ、事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

② 事業主が、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則 28 条の 2 の規定による届出をしたときは、あわせて、前記 ① の届出をしたものとみなす。

条文順
問題集 ④ P.164 [問 17]

なお、健康保険法施行規則 28 条の 2 で「全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の届出」が規定されている。